二　令第八条の四第二項第一号ロの総務省令で定めるところにより市町村長等が定める期間は、直近において行われた法第十四条の三第一項又は第二項の規定による保安に関する検査（以下「前回の保安検査」という。）における液体危険物タンクの底板及びアニュラ板の厚さのそれぞれについてその最小値から告示で定める値を減じたものを第六十二条の二の五第一項で算出した値（当該液体危険物タンクがコーティングを講じていない場合は同項及び同条第二項で算出した値）で除して得た値に相当する年数のうち最小のものとする。この場合において、一年未満の端数があるときはこれを切り捨て、当該年数が八年未満であるときは八年とし、十五年を超えるときは十五年とする。

第六十二条の二の三第二項中「又は別記様式第二十六の四」を「、別記様式第二十六の四、別記様式第二十六の五又は別記様式第二十六の六」に改める。

第六十二条の二の六を第六十二条の二の九とし、第六十二条の二の五を第六十二条の二の八とし、第六十二条の二の四を第六十二条の二の七とし、第六十二条の二の三の次に次の三条を加える。

（特殊の方法）

第六十二条の二の四　令第八条の四第二項第一号ロの総務省令で定める特殊の方法は、告示で定める測定装置により液体危険物タンクの底部の板の厚さ又は腐食量を三十ミリメートル以下の間隔で全面にわたつて測定すること（次項及び次条において「連続板厚測定方法」という。）とする。

２　連続板厚測定方法を用いて液体危険物タンクの底部の板の厚さを測定できない箇所においては、別途当該箇所の板の厚さを測定しなければならない。

（液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量の算出方法等）

第六十二条の二の五　令第八条の四第二項第一号ロに規定する液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量は、底板及びアニュラ板について、前回の保安検査の直近において行われた法第十四条の三第一項又は第二項の規定による保安に関する検査（以下この条において「前々回の保安検査」という。）における板の厚さ（前々回の保安検査の前六月以内に連続板厚測定方法を用いて測定され、かつ、当該測定後底部の板の取替えが行われていない場合にあつては当該測定結果、連続板厚測定方法を用いて測定されていない場合又は前回の保安検査が法第十一条第五項の規定による完成検査を受けた日後最初の保安検査である場合にあつては当該板の使用を開始した時の板の厚さ）から前回の保安検査の前六月以内に連続板厚測定方法を用いて測定された板の厚さを減じて得た値を前々回の保安検査の日から前回の保安検査の日までの期間の年数で除して得たもののうち、それぞれ最大のものとする。

２　液体危険物タンクの内部にコーティングが講じられていない場合における令第八条の四第二項第一号ロに規定する液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量は、底板及びアニュラ板について、前項で算出した値並びに液体危険物タンクの底部の板のうち内面の腐食が生じている箇所及び外面の腐食と内面の腐食がいずれも生じている箇所において当該箇所の前々回の保安検査における板の厚さから前回の保安検査における板の厚さを減じて得た値を前々回の保安検査の日から前回の保安検査の日までの期間の年数で除して得たもののうち、それぞれ最大のものとする。

第六十二条の二の六　令第八条の四第二項第一号ロの総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　前条第一項で算出される液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量が〇・二ミリメートル以下であること。

二　液体危険物タンクの内部にコーティングが講じられていない場合にあつては、前条第二項で算出される液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量のうち内面の腐食を生じている箇所における減少量及び前々回の保安検査の当該減少量がいずれも〇・一ミリメートル以下であること。

第六十二条の五中「第六十二条の二の二」を「第六十二条の二の二第一項第一号及び第二号」に改める。

別記様式第二十六の二を次のように改める。

様式第26の2（第62条の2の2第1項関係）

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（タンクの腐食防止等の状況）

年　月　日

殿

申　請　者
住　所　　　　　　（電話　　　）
氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

設置者	住　所	電話		
	氏　名			
設置場所				
タンクの呼称又は番号				
設置の許可申請年月日		年　月　日		
設置の許可年月日及び許可番号		年　月　日　　第　号		
基準適合届出		新基準適合届出（　年　月　日）・第一段階基準適合届出（　年　月　日）		
貯蔵最大数量		kl		
コーティング＊	種　類	1　ガラスフレークコーティング 2　エポキシ系塗装　　3　タールエポキシ系塗装 4　その他（　　　）		
	施工の区分	新規・中途・塗り替え （コーティング施工年月日　　年　月　日）		
タンク底部外面の腐食防止措置＊	外面防食措置	アスファルトサンド・電気防食・その他（　　）		
	雨水浸入防止措置	適　・　否		

板厚＊	アニュラ板厚	設計板厚	mm	底板板厚　設計板厚	mm
		最小測定板厚平均値	mm	最小測定板厚平均値	mm
		測定板厚最小値	mm	測定板厚最小値	mm
補修・変形＊	補修の適否	適　・　否			
	有害な変形の有無	有　・　無			
不等沈下＊		最大値のタンク直径に対する割合			
支持力・沈下＊		平均沈下量　mm／年			

維持管理体制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生	有・無
	過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令	有・無
	消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反	有・無
	保安作業従事者に対する適切な教育訓練＊	適・否
	保安のための適切な巡視、点検＊	適・否
※受付欄	備考	

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
3　＊印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。
4　※印の欄は、記入しないこと。